

韮崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	歳出に占める職員給与費率 (D/A)	(参考) 22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%	%
24	31,342	13,031,343	310,374	2,010,151	15.4	15.4	16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 C	給与費				一人当たり給与費 D/C	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計 D		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24	225	830,647	87,457	301,204	1,219,308	5,419	5,696

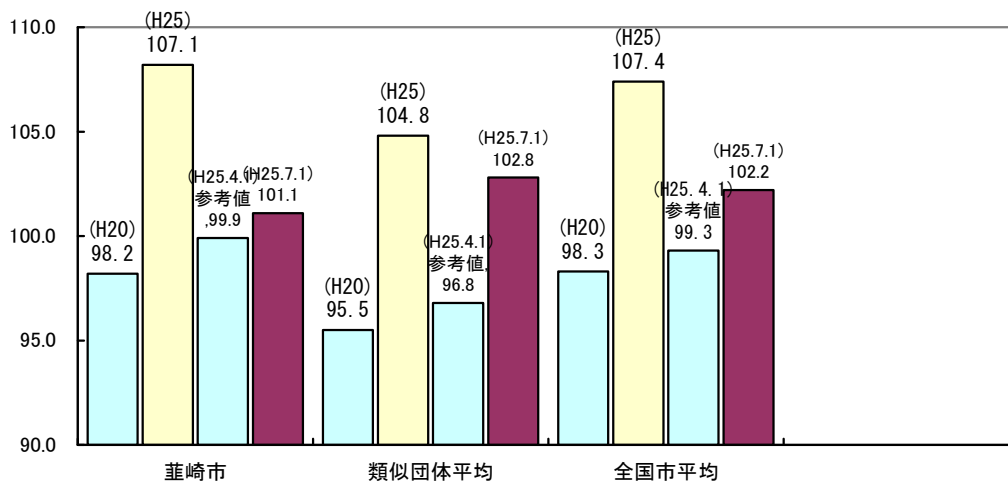
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項 (給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	減額実施期間：平成25年7月～平成26年3月
抑制済又は減額措置の内容 (給料)	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数のさによる影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100とした。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 (H20) 参考値は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（25年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200
最高号給の 給料月額	244,100	309,900	357,200	391,200	403,700	425,900	460,300

（注） 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
韮崎市	40.3 歳	316,500 円	357,742 円	339,982 円
山梨県	43.4 歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円
国	43.1 歳	(332,446)円	—	(405,463)円
類似団体	43.3 歳	325,498 円	374,496 円	350,250 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
韮崎市	52.2 歳	21 人	293,400円	321,819円	302,933円
うち学校給食員	55.1 歳	4 人	289,700円	298,900円	294,600円
うち用務員	55.89 歳	2 人	281,800円	300,050円	293,050円
うち自動車運転手	54.79 歳	2 人	318,700円	372,700円	318,700円
うちその他	49.87 歳	13 人	292,400円	324,338円	304,569円
山梨県	50.6 歳	304 人	333,270円	388,918円	365,556円
国	49.9 歳	3,272 人	(286,850)円	—	(325,400)円
類似団体	49.7 歳	21 人	304,468円	326,175円	315,565円

民間		参考	区分	参考			
類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					年収ベース(試算値)の比較	年収ベース(試算値)の比較	年収ベース(試算値)の比較
調理士 (山梨県)	44.3	270,600円	1.1	うち学校給食員	4,678,700円	3,646,600円	1.28
自家用乗用自動車運転手 (山梨県)	55.8	209,500円	1.78	うち自動車運転手	5,814,600円	2,731,000円	2.13
用務員 (全国)	53.7	202,700円	1.48	うち用務員	4,793,900円	2,809,400円	1.71

- 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当を除いた）である。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」（国比較ベース）の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値（減額前）を示している。
- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22～24年の3ヶ年平均）
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分		韮崎市	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	(172,200)円
	高校卒	140,100円	144,500円	(140,100)円
技能労務職	高校卒	137,200円	146,700円	—
	中学卒	121,600円	129,200円	—

(注) 国家公務員における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値（減額前）

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

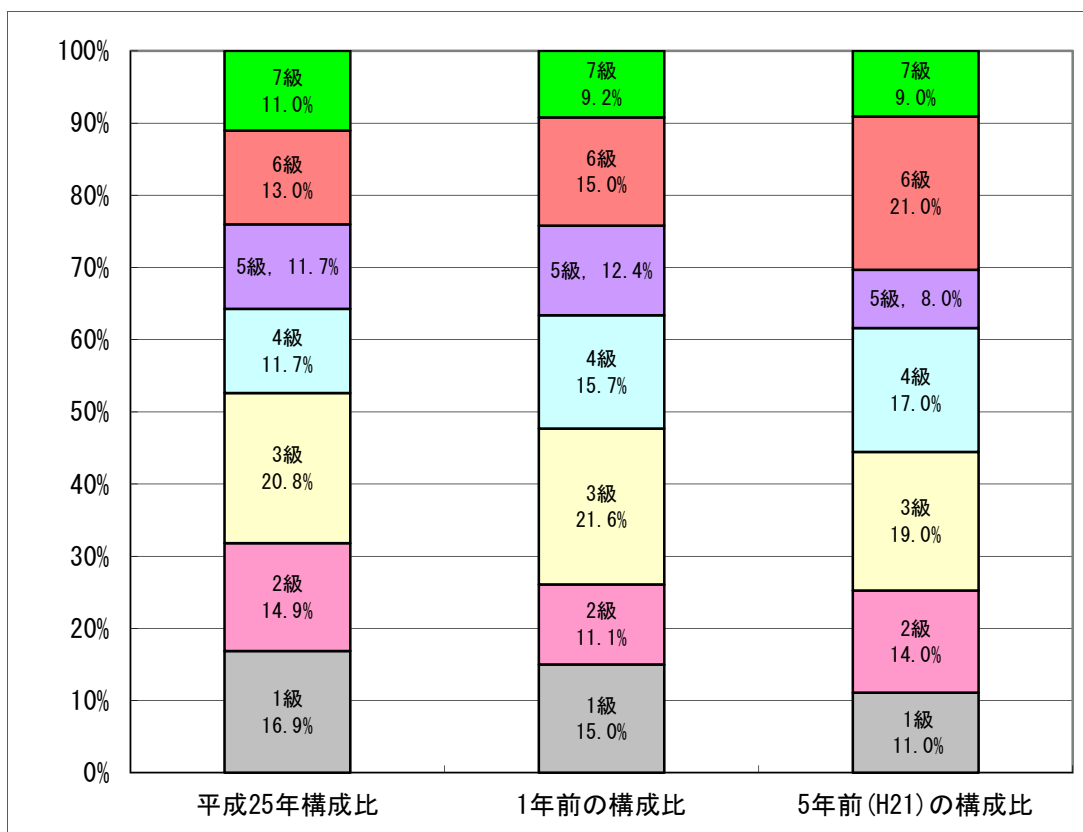
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	287,600円	379,000円	409,000円	436,800円
	高校卒	—	309,300円	—	392,600円
技能労務職	高校卒	—	278,400円	290,300円	314,200円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	参事、課長、政策専門官	17人	11.0%
6級	課長補佐、主幹	20人	13.0%
5級	副主幹	18人	11.7%
4級	主査	18人	11.7%
3級	副主査	32人	20.8%
2級	主任	23人	14.9%
1級	主事、主事補	26人	16.9%

(注) 1 韮崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。
 (旧給料表の1級及び2級並びに7級及び8級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度試行中のため、昇給への勤務成績の反映はしていません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

韮崎市		山梨県		国	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,380千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,495千円		—	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算10%~25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度試行中のため、勤勉手当への勤務実績は反映していません。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

韮崎市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額(24年度) 15,901千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(25年4月1日現在) 該当なし

支給実績(24年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
なし	%	人	%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)		63,380千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		736,977円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)		23.6%		
手当の種類 (手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等事務従事手当	市税等の徴収又は滞納処分事務に従事する職員	市税・住宅使用料・保育料・国民健康保険税・介護保険料等の徴収業務又は滞納処分業務	87	(滞納整理)
				徴収件数1件につき3円
				徴収金額1,000円につき3円
				※過年度は5円
				(差押) 納税者1人につき
				(引上) 納税者1人につき
(公売) 1回につき300円				
放射線取扱作業従事手当	市立病院に勤務する診療技師	診療放射線の直接取扱業務	684	日額290円
細菌検査業務従事手当	市立病院に勤務する細菌検査業務に従事する職員	細菌検査の直接取扱業務		日額250円
医師の診療手当、出勤手当、救急勤務医手当	市立病院に勤務する医師	医師診療業務	40,084	(診療手当)
				院長:月額50万円
				副院長:月額20万円
				医長:月額15万円
		医師:月額10万円		
		(出勤手当)		
		1回5,000円、勤務1時間に		
		(救急勤務医手当)		
日直勤務時1回:13,500円				
宿直勤務時1回:18,600円				
半日直勤務時1回:6,750円				
夜間、看護業務従事手当	市立病院の看護業務に従事する職員	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)の看護業務	22,525	(看護師等)
				4時間以上:4,000円
				2時間以上4時間未満:3,600円
				2時間未満:2,000円
				(看護助手)
				4時間以上:3,300円
2時間以上4時間未満:3,000円				
2時間未満:1,600円				

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (24年度決算)	50,269千円
支給実績 (23年度決算)	50,663千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人6,500円	同		30,423千円	222,066円
住居手当	借家(家賃月12,000円以上) 限度額月27,000円	同		13,909千円	316,114円
通勤手当	交通機関等利用 限度額月53,000円 自動車等利用 2~12km距離に応じ 2,900円~7,000円 12km以上1km毎580円加算	交通機関等 利用異 自動車等 利用異	限度額 55,000円 距離に応じ 2,000円~ 24,500円	18,749千円	63,128円
管理職手当	管理職員(医師含) 35,400円~117,700円	異	官職に応じ一定額 を支給	33,358千円	680,776円
宿日直手当	一般4,200円 医師20,000円 常直21,000円	同		15,371千円	394,128円

5 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	762,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,010,000円/389,500円 800,000円/526,500円	
	副市長	630,000円		
報酬	議長	369,000円	528,000円/274,000円	
	副議長	345,000円	449,000円/234,000円	
	議員	336,000円	409,000円/220,000円	
期末手当	市長	(24年度支給割合)		
	副市長	3.900月分		
	議長	(24年度支給割合)		
	副議長	2.950月分		
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×勤務月数×0.5	(1期の手当額) 18,288,000円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×勤務月数×0.4	12,096,000円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

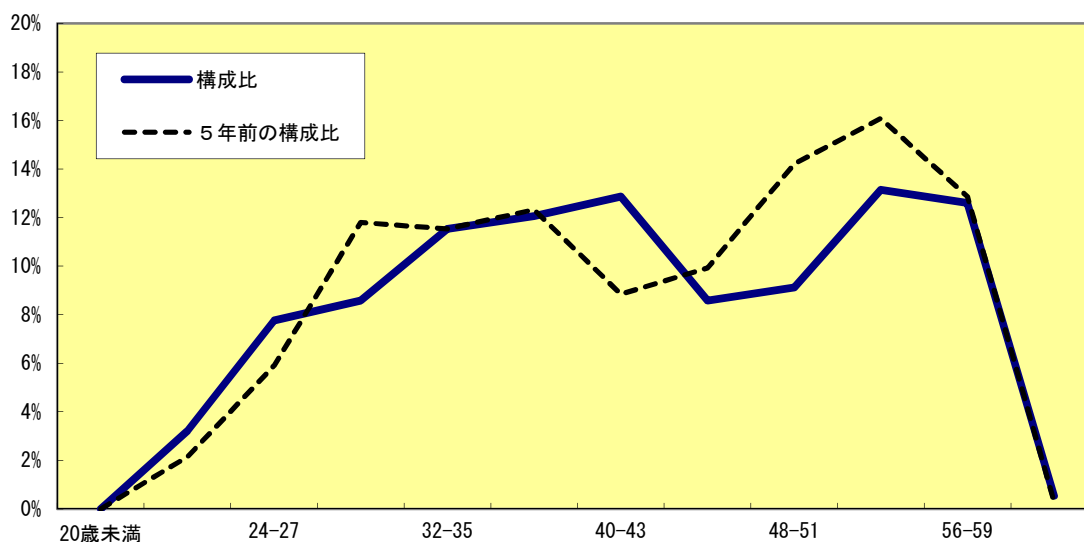
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	育児休業・派遣職員の人事担当付け解除 業務増 退職者不補充（非常勤対応） 環境課の新設
		総務	50	45	△ 5	
		税務	18	19	1	
		民生	76	75	△ 1	
		衛生	13	15	2	
農水		13	13	0		
商工		7	7	0		
土木		16	15	△ 1		
	計	197	193	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.58 人	
	教育部門	28	30	2	人事異動に伴う増減	
	小計	225	223	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.15 人	
公営企業会計	病院	122	123	1	臨時職員から正職員への変更（社会福祉士）	
	水道	8	8	0		
	下水	4	4	0		
	その他	14	14	0		
	小計	148	149	1		
合計		373 [467]	372 [467]	△ 1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 118.69 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	14人	36人	27人	38人	47人	49人	35人	34人	41人	49人	2人	372人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	213	207	200	199	197	193	△ 20 (△ 10.4)
教育	39	36	30	29	28	30	△ 9 (△ 30.0)
普通会計	252	243	230	228	225	223	△ 29 (△ 13.0)
公営企業等 会計	143	142	148	147	148	149	6 (4.0)
総合計	395	385	378	375	373	372	△ 23 (△ 6.2)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)23年度の 総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24 年度	799,234	6,452	52,846	6.61	7.03

区分	職員数 C	給与費				一人当たり 給与費 D/C	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 D		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24 年度	8	36,292	3,503	13,051	52,846	6,606	6,351

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
韮崎市水道事業	47.5歳	359,514円	489,315円
団体平均	45.2歳	353,532円	520,694円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

韮崎市水道事業		韮崎市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)	
1,483千円		1,380千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

菰崎市水道事業			菰崎市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%加算)			定年前早期退職特例措置(2%加算)		

ウ 地域手当（25年4月1日現在）

4（3）を参照

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	水道料等の徴収又は滞納処分事務に従事する職員	水道料等徴収業務又は滞納処分業務	0	徴収件数1件につき3円 徴収金額1,000円につき3円

オ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	712千円
職員1人当り平均支給年額	89千円
支給実績（23年度決算）	563千円
職員1人当り平均支給年額	113千円

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 その他1人6,500円	同		1,212千円	202,000円
住居手当	借家(家賃月12,000円以上) 限度額月27,000円	同		648千円	324,000円
通勤手当	交通機関等利用 限度額月53,000円 自動車等利用 2～12km距離に応じ 2,900円～7,000円 12km以上1km毎580円加算	同		380千円	54,286円
管理職手当	管理職員 35,400円～57,600円	同		1,764千円	588,000円
宿日直手当	一般4,200円 常直21,000円	同		—	—